

## 広島県告示第三百二十五号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第八号の前に次の一号を加える。

七 中小企業者 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「企業立地促進法」という。）第三条第六項各号に該当する事業をいう。

第二条第五号中「先端・成長産業集積事業又は県営産業団地等立地事業」を「この要綱により助成金の交付を受ける事業」に、「当該先端工場等又は事業場」を「事業場等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 基幹産業等強化促進事業 別表第二に掲げる業種に属する事業の用に供する事業場を設置し、又は既存の事業場において設備を新設等する事業をいう。

第三条第一項第一号イ中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）」を「企業立地促進法」に改め、同号ロに次のただし書を加える。

ただし、当該事業で別表第一に掲げる技術分野のうち、ひろしま産業新成長ビジョンに掲げる産業クラスターの形成に資する技術（医療・健康関連技術）の項の技術分野に関する指定先端・成長産業集積事業であつて、県営産業団地等で実施されるものにあつては、事業着手前の常時雇用される労働者数の水準を維持することが確実であること。

第三条第一項第一号ハ及び第二号ハ中「若しくは」の下に「同要綱」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 既存の建物を取得して行う基幹産業等強化促進事業にあつては次のイからトまでに掲げる要件を、それ以外の基幹産業等強化促進事業にあつては次のイからホまでに掲げる要件を備えるものであつて、知事が指定するもの（以下本則において「指定基幹産業等強化促進事業」という。）を実施し、自ら当該事業場若しくは設備を使用する事業者（中小企業者にあつては企業立地促進法第十四条又は第十六条の規定による知事の承認を、中小企業者以外の事業者にあつては企業立地促進法第十四条の規定による知事の承認を受けた者に限る。）又は指定基幹産業等強化促進事業を実施するリース事業者等イ 基本計画における集積区域に該当する地域内で行われるものであること。  
ロ 新規雇用常用労働者が五人以上のものであつて、引き続きこの水準を維持することが確実であること。

ハ 当該事業により設置する事業場又は新設等する設備が、第一号、前号又は立地促進

助成要綱第三条第一項若しくは同要綱附則第五項第一号から第四号までの規定による助成の対象とされていないこと。

二 同一敷地内で過去にこの号の指定を受けていないこと。

ホ 産業支援融資要領（平成二十五年四月一日施行）2(2)ア(イ)に規定する事業活動支援資金の対象とされていないこと。

ヘ 事業の譲渡又は会社分割等の事業の承継とみなされるものでないこと。

ト 設備投資額（この号において、既存の建物の取得に要する費用を除く。）の二分の一以上が、別表第二に掲げる業種に属する事業の用に直接供するための設備の新設又は増設に充てられるものであること。

第三条第二項中「若しくは指定県営産業団地等立地事業」を、「指定県営産業団地等立地事業若しくは指定基幹産業等強化促進事業」に、「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第三項中「若しくは指定県営産業団地等立地事業」を、「指定県営産業団地等立地事業若しくは指定基幹産業等強化促進事業」に、「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。第四条中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、「先端・成長産業集積事業」の下に「又は基幹産業等強化促進事業」を加え、同条の表に次のように加える。

前条第一項第三号に該当する者	奨励指定申請書 (別記様式第一号の三)	
		(1) 企業立地促進法に基づく企業立地計画又は事業高度化計画の承認通知書の写し (2) 新增設事業場建設計画書 (3) 機器等整備計画書 (4) 公害防止施設説明書 (5) 労働者の雇入れに関する計画書 (6) その他知事が必要と認める書類

第六条第六号中「又は第二号」を「から第三号まで」に、「平成二十四年十月一日前に第四条の規定による申請書を知事に提出した者に対しては別表第四の第一欄に掲げる区分に従い、同表の第二欄及び第三欄にそれぞれ掲げる初年度及び次年度以降の交付限度額を、同表の第四欄に掲げる交付年限により分割して交付し、同日以降に同条の規定による申請書を知事に提出した者に対しては別表第四の二」を「別表第四」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改め、同号ただし書中「又は指定県営産業団地等立地事業」を、「指定県営産業団地等立地事業又は指定基幹産業等強化促進事業」に、「又は前号」を「から第三号まで」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 第三条第一項第三号に該当する者に係る助成金の額は、指定基幹産業等強化促進事業の設備投資額に百分の五を乗じて得た額とし、同一敷地内の指定基幹産業等強化促進事業について、五億円を限度とする。

第七条第一項ただし書中「設置し、若しくは建設し、又は設備を新設等する」を「設置する」に、「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同項の表中

<p>第三条第一項第三号に該当する者</p>	<p>助成金交付申請書 (別記様式第三号の三)</p>	<p>(1) 事業概要説明書 (2) 事業場一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成対象経費の概要 (6) 事業場図面 (7) その他知事が必要と認める書類</p>
------------------------	---------------------------------	---

を

<p>第三条第一項第三号に該当する者</p>	<p>助成金交付申請書 (別記様式第三号の三)</p>	<p>(1) 事業概要説明書 (2) 新規設事業場建屋一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 助成金充当施設の概要 (5) 公害防止対策の概要 (6) その他知事が必要と認める書類</p>
<p>第三条第一項第四号に該当する者</p>	<p>助成金交付申請書 (別記様式第三号の四)</p>	<p>(1) 事業概要説明書 (2) 事業場一覧表 (3) 新規雇用常用労働者一覧表 (4) 公害防止対策の概要 (5) 助成対象経費の概要 (6) 事業場図面 (7) その他知事が必要と認める書類</p>

に改める。

第七条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第三項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に、「別記様式第三号の三」を「別記様式第三号の四」に改め、同条第四項中「別記様式第三号の三」を「別記様式第三号の四」に、「若しくは第二号」を「から第三号までの規定」に改め、「第三条第一項若しくは」の下に「同要綱」を加える。

第九条第四項中「第六条第六号」を「第六条第七号」に改める。

附則第四項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「事業場等」を「事業場」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削る。

附則第五項中「又は産業競争力強化促進事業であつて知事が指定するもの(同一敷地内で過去に当該指定を受けていないものに限る。以下「指定産業競争力強化促進事業」という。 )」を削り、同項ただし書中「又は指定産業競争力強化促進事業」を削り、「事業場等」を「事業場」に、「若しくは第二号」を「から第三号までの規定」に改め、「第三条第一項若しくは」の下に「同要綱」を加え、同項第一号中「事業場等」を「事業場」に、「使用する中小企業者」を「使用する中小企業者で、当該事業着手前の常時雇用される労働者数の水準を維持することが確実である者」に改め、同項第二号中「事業場等」を「事業場」に改め、同項第三号を削る。

附則第六項中「又は産業競争力強化促進事業」を削り、「事業場等」を「事業場」に改める。

附則第七項中「事業場等」を「事業場」に改め、「又は産業競争力強化促進事業」を削り、「各号」を「第一号及び第二号」に改める。

附則第八項中「平成二十三年五月三十日から平成二十五年三月三十一日」を「平成二十三年五月三十日から平成二十六年三月三十一日」に改め、「同項の規定による産業競争力強化促進事業に係る知事の指定を受けようとする者にあつては平成二十三年十二月五日から平成二十五年三月三十一日までの間に附則別記様式第一号の二による申請書に、それぞれ」を削り、「事業場等に」を「事業場に」に改め、同項第一号中「新增設事業場等」を「新增設事業場」に改める。

附則第九項第三号を削り、同項第四号中「又は指定産業競争力強化促進事業」を削り、「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に、「この場合における第一号及び第二号」を「この場合の前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「又は指定産業競争力強化促進事業」を削り、「附則第九項第一号から第三号まで」を「第一号又は第二号」に、「第六条第一項第三号」を「第六条第一項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「前五号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「附則第九項第一号から第三号まで」を「第一号又は第二号」に、「第六条第六号」を「第六条第七号」に改め、同号を同項第六号とする。

附則第十項ただし書中「事業場等を新設し、又は増設」を「事業場を設置」に改め、「又は指定産業競争力強化促進事業」を削り、「事業場等の部分」を「事業場の部分」に改め、同項第二号中「新增設事業場等」を「新增設事業場」に改める。

附則第十一項中「及び第八条」を削り、「又は第二号」とあるのは「附則第五項」とを「から第三号まで」とあるのは「附則第五項」と、第三項中「第一項」とあるのは「附則第十項」と、第四項中「第三条第一項第一号から第三号までの規定又は立地促進助成要綱第三条第一項若しくは同要綱附則第五項第一号から第四号まで」とあるのは「附則第五項」とに改め、「又は指定産業競争力強化促進事業」、「指定被災企業等復興事業を承継する者にあつては」及び「に、指定産業競争力強化促進事業を承継する者にあつては附則別記様式第四号の二による指定産業競争力強化促進事業承継届」を削る。

附則別記様式第一号中「事業場等」を「事業場」に改める。

附則別記様式第一号の二を削る。

附則別記様式第二号中「事業場等」を「事業場」に改める。

附則別記様式第三号中

「 1 指定の対象となる施設の所在地及び名称 」を

「 1 指定被災企業等復興事業（以下「指定事業」という。）の対象となる事業場の所在地及び名称  
(1) 所在地

(2) 名称

に改める。

」

附則別記様式第四号の二を削る。  
別表第二中

「五〇 各種商品卸売業

」を

「五〇 各種商品卸売業  
五一 繊維・衣服等卸売業

」に改める。

別表第四を削り、別表第四の二を別表第四とする。  
別記様式第一号の二の次に次の一様式を加える。

様式第 1号の 3 (第 4条関係)

奨 励 指 定 申 請 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所  
氏名又は名称  
申請者 及び代表者名

㊦

広島県産業集積促進助成要綱第 3条第 1項第 3号の規定による指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者区分 <small>注</small>	1 中小企業者 2 中小企業者以外の事業者	新 増 設 の 設 場 所 在 地	
新 増 設 の 名 称		主たる製品 (業 種)	( )
新 設 の 又 は 増 設 の 別		新 増 設 事 業 場 建 築 延 べ 床 面 積	m <sup>2</sup>
新 増 設 の 期 工	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新 規 雇 用 常 用 労 働 者 数	
新 増 設 事 業 場 操 業 開 始 予 定 日	平成 年 月 日	助 成 金 対 象 施 設 の 設 置 に 要 す る 費	
新 増 設 に 要 す る 費 用			
助 成 金 対 象 施 設 の 名 称			

注 該当する項目の番号に○印を付けてください。なお、リース事業者の場合は、賃貸する事業者の区分により記入してください。

添付書類 (1) 企業立地促進法に基づき企業立地計画又は事業高度化計画の承認通知書の写し

- (2) 新増設事業場建設計画書
- (3) 機器等整備計画書
- (4) 公害防止施設説明書
- (5) 労働者の雇入れに関する計画書
- (6) 事業計画図面
- (7) 法人にあっては、定款及び会社の概要等
- (8) 法人にあっては、登記事項証明書 (履歴事項証明書に限る。)
- (9) 印鑑証明書
- (10) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面

- (11) 共同事業者に関する説明書 (第 3条第 2項の規定を適用する場合に限る。)
- (12) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書 (第 3条第 3項の規定を適用する場合に限る。)

別記様式第三号中

「 1 指定の対象となる施設の所在地及び名称 」を

「 1 指定 事業（以下「指定事業」という。）の対象となる事業場等の所

在地及び名称

(1) 所在地

(2) 名称

に改める。

別記様式第三号の二を次のように改める。

」

様式第 3 号の 3 (第 7 条関係)

助 成 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

㊟

広島県産業集積促進助成要綱第 3 条第 1 項第 3 号の規定による助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

新 事 業 名 称		新 増 設 の 地 所	
主たる製品 (業 種)	( )		
新 事 業 期 設 場 期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新 増 設 事 業 場 の 建 築 延 積 床 面	m <sup>2</sup>
新 事 業 開 始 日	平成 年 月 日	新 規 雇 用 常 用 労 働 者 数	
新 増 設 に 要 した 費 用		助 成 金 対 象 設 施 の 設 置 した 費 用	

添付書類 (1) 事業概要説明書

(2) 新增設事業場建屋一覧表

(3) 新規雇用常用労働者一覧表

(4) 助成金充当施設の概要

(5) 公害防止対策の概要

(6) 事業場図面



別記様式第三号の三の次に次の一様式を加える。

様式第 3 号の 4 (第 7 条関係)

助 成 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

住 所

申請者 氏名又は名称  
及び代表者名

⑪

広島県産業集積促進助成要綱第 3 条第 1 項第 4 号の規定による助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成金交付申請額 金 円

事業場の名称		事業場の所在地	
業務の内容			
事業場の期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	事業場の建築延べ面積	
事業場の業務開始日	平成 年 月 日	新規雇用常用労働者数	
事業場の設置に要した費用	土地の取得に要した費用	その他の経費	

添付書類 (1) 事業概要説明書

(2) 事業場一覧表

(3) 新規雇用常用労働者一覧表

(4) 公害防止対策の概要

(5) 助成対象経費の概要

(6) 事業場図面

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 施行日以後一月以内に事業場の設置又は設備の新設等に着手する、第三条第一項第三号に該当する者に対する第四条の申請期限並びに附則第五項第一号及び第二号に該当する者に対する附則第八項の申請期限については、これらの規定にかかわらず、当該事業に着手する日までとする。